

石川県配偶者暴力防止及び 被害者保護等に関する基本計画（第3次）

—「配偶者からの暴力のない社会」の実現を目指して—

（案）

令和3年3月

石 川 県

目 次

第1章 基本計画の改定にあたって

1	改定の趣旨	1
2	基本計画の性格と役割	2
3	基本計画の見直し	2

第2章 配偶者からの暴力対策に係る本県の現状

1	これまでの取組	3
2	被害者に対する支援の対応	5
3	相談等の状況	6
4	県民の配偶者からの暴力に関する意識	6

第3章 基本理念等

1	基本理念（目指す社会）	20
2	基本的な視点	20
3	基本目標	20

第4章 基本計画の内容

基本目標Ⅰ	安心して相談できる体制の充実	23
課題1	発見・通報・支援情報の提供に関する体制整備	25
課題2	相談体制の充実	26
課題3	支援プログラムの充実	27
課題4	職務関係者の資質向上への取組強化	28
課題5	障害のある人への対応	29
課題6	外国人被害者への対応	29
基本目標Ⅱ	被害者の安全な保護体制の充実	31
課題7	保護体制の整備	31
課題8	同伴家族の保護と援助	32
基本目標Ⅲ	被害者の自立の支援	34
課題9	住宅の確保	34
課題10	経済的自立の支援	35
課題11	法的手続きの支援	35
課題12	メンタルヘルスケアの充実	36

基本目標Ⅳ	関係機関の連携と協働	38
課題 13	関係機関との連携、協力	38
課題 14	民間団体との協働等	39
課題 15	苦情処理体制の充実	39
基本目標Ⅴ	暴力を許さない社会の実現	41
課題 16	暴力を許さない教育・啓発	41
課題 17	暴力抑止のための取組	42

資料編

- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）
- 3 石川県男女共同参画審議会小委員会設置要綱
- 4 石川県男女共同参画審議会第三小委員会名簿
- 5 DV対策支援等連絡協議会設置要綱

第1章 基本計画の改定にあたって

1 改定の趣旨

配偶者^(※1)からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

配偶者からの暴力の被害者（以下「被害者」という。）は、女性の場合が多く、暴力は個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要です。

平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」^(※2)（平成13年法律第13号。以下「配偶者暴力防止法」という。）が制定されました。

同法の施行により、本県では、平成14年4月に、配偶者暴力相談支援センターとして女性相談支援センターを設置し、平成16年12月の配偶者暴力防止法の一部改正により都道府県において基本計画の策定が義務づけられたことから、平成17年10月には「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、被害者支援施策を実施してきました。

その後、平成20年1月には、保護命令制度の拡充や市町における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置を努力義務とすること等を内容とする改正法が施行され、住民にとって最も身近な行政主体である市町の役割が重視されるとともに、平成26年1月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされる改正法が施行されたことから、本県においても平成28年3月に基本計画を改定し、名称も「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」に改めました。

さらに令和元年6月には、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者からの暴力の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化するとともに、その保護対象である被害者に、同伴家族を含めることとする法改正が行われました。

これら法改正の趣旨を踏まえ、総合的かつ積極的に施策を展開するため、また県民一人ひとりが、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向けて取り組みを推進するため、基本計画を改定するものです。

(※1) この基本計画にいう「配偶者」とは、配偶者暴力防止法の定義と同義。

(※2) 平成26年1月3日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に法律名称が変更。

2 基本計画の性格と役割

- (1) 配偶者暴力防止法第2条の3の規定に基づくとともに、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に即した計画です。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な事項と施策の内容に関する事項を定め、配偶者からの暴力の根絶に向け、必要な取組を積極的に進めるものです。
- (3) この計画の趣旨を踏まえ、市町関係機関、関係団体等においても、県と連携した積極的な取組が実施されることを期待するものです。

3 基本計画の見直し

この基本計画は、配偶者暴力防止法や国が策定した「基本方針」が見直された場合及び新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、施策の実施状況等を検証しながら、必要に応じ見直すこととします。

第2章 配偶者からの暴力防止対策に係る本県の現状

1 これまでの取組

平成13年3月に男女共同参画の推進に関する基本計画「いしかわ男女共同参画プラン2001」を策定し、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を課題の一つと位置付け、さらに、同年11月2日制定の「石川県男女共同参画推進条例」第7条で、男女共同参画を阻害する行為として男女間における身体的または精神的苦痛を著しく与える暴力的な行為を禁止しました。

平成14年4月には、配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設として、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」と改称するとともに「婦人相談員」を「女性相談員」と改めて増員を図り、従来の24時間体制の一時保護の業務はもとより、相談業務等が拡充されました。

さらに被害者の保護については、関係機関との連携が不可欠であることから、平成14年11月に地方法務局、医師会、民生委員児童委員協議会連合会等を構成員とする「DV対策支援等連絡協議会」(R2.8.18現在47機関・団体：資料編参照)を設置し、取組の強化を図ってきました。

加えて、平成16年12月の配偶者暴力防止法の改正施行を受け、平成17年10月に「基本計画」を策定し、以後、同計画に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援を図るための施策の推進に計画的に取り組んできました。

配偶者からの暴力(DV：ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者からの身体に対する暴力の他、身体や心を傷つけるすべての行為を含みます。また、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」や、離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む)も引き続き暴力を受ける場合を含みます。さらに、生活の本拠を共にする交際相手(婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除く)からの暴力について準用していることから、本計画でも法と同様に準用することとします。

県の主な被害者支援の取組

基本目標Ⅰ〔安心して相談できる体制の充実〕関係

- 女性相談支援センターにおけるDV被害者に対する相談（H14～）
相談・保護・自立までを一元的に対応
- 職務関係者に対する研修の実施（DVの特性・二次被害防止）
初任者向け（H27～）、経験者向け（H16～）
対象：市町担当者、相談機関担当者等
- DV相談員等育成研修の実施（H28～）
DV被害者支援に関する基礎知識や複雑な事例への対応方法を習得
対象：市町担当者、相談機関担当者等
- DVホットラインの実施（H13～）
- こころの健康センターにおけるDV加害者に対する暴力防止相談（H13～）
- 警察における性犯罪被害相談電話「性被害110番」の運用（H8～）
- 警察における被害者の安全確保を第一とした相談・支援（H13～）

基本目標Ⅱ〔被害者の安全な保護体制の充実〕関係

- 女性相談支援センターにおけるDV被害者に対する保護（H14～）
- 女性相談支援センターにおける一時保護所の運営（売春防止法S32～、配偶者暴力防止法H14～）
- 保護施設の増改築（居住環境の整備）（H17～）
- 警察における被害者の安全確保を第一とした相談・支援（H13～）〈再掲〉

基本目標Ⅲ〔被害者の自立の支援〕関係

- 女性相談支援センターにおけるDV被害者に対する自立支援（H14～）
- 暴力被害者自立支援対策の推進
 - ・生活支援の実施（生活物資等の調達、就業等に向けたベビーシッター確保等）（H18～）
 - ・中間施設の設置（H18～）
 - ・語り合う場の提供（DV被害体験者同士の語り合い）（H18～）
 - ・県営住宅の目的外使用許可（H20～）

基本目標Ⅳ〔関係機関の連携と協働〕関係

- DV対策支援等連絡協議会の開催（H14～）
構成：47機関（R2.8.18現在）
- 市町DV対策等担当者会議の開催（H19～）
- 女性相談支援センターと警察の連絡会の開催（H25～）
- いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」の設置（H29～）

基本目標Ⅴ〔暴力を許さない社会の実現〕関係

- パープルリボンキャンペーンの実施（H25～）
キャンペーン期間：11月1日～30日
 - ・シンポジウム（H13～）
 - ・パープルリボンツリーの設置
 - ・県施設のライトアップ
 - ・街頭キャンペーン
- 若年層への予防啓発の強化
 - ・高校生向けDV予防啓発小冊子の作成・配布（H28～）
 - ・若年層（高校・大学等）向けDV予防啓発セミナーの開催（H29～）
 - ・教員研修の実施（H26～）
- 人権啓発冊子によるDVの周知（H9～）
- こころの健康センターにおけるDV加害者に対する暴力防止相談（H13～）〈再掲〉

2 被害者に対する支援の対応

被害者からの相談については、女性相談支援センターと市町等各地域の相談窓口で相談員が対応しています。警察においても、警察本部及び各警察署で、被害者に対する援助を行うとともに加害者に対する指導・警告・検挙等を行っています。

また、被害者の意思に基づき、緊急に保護を必要とする場合には、女性相談支援センターが被害者及び同伴する家族の一時保護を行っています。

一時保護所においては、身体の安全を確保するとともに、心身の健康状態等を観察し、心理的ケアなど必要な支援等を行っています。一時保護の期間は、概ね2週間ですが、入所者の状況等により弾力的な対応をしています。

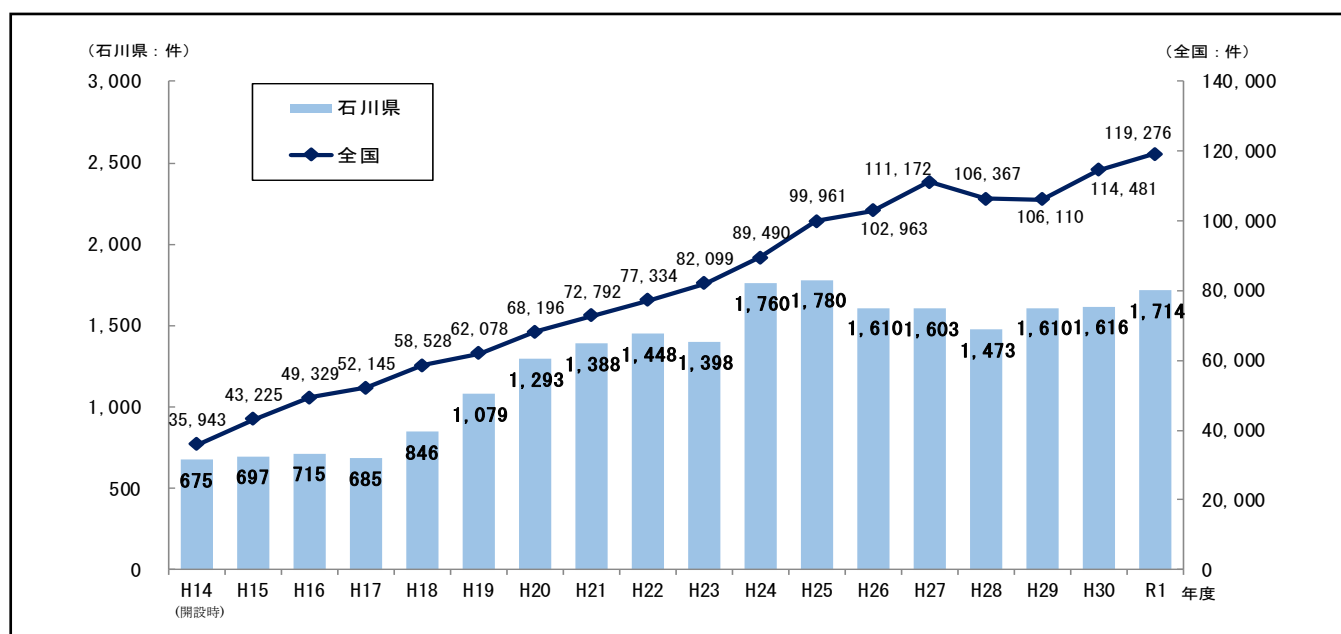
加えて、女性相談支援センターは、被害者が自立して生活するために、関係機関と連携し、就業の促進、社会福祉施設等の利用の調整、公営住宅の確保等の支援を行っています。

3 相談等の状況

本県における配偶者からの暴力相談等の状況については、配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター及び金沢市女性相談支援室）のDV相談件数を見ると、令和元年度は女性相談支援センターが設置された平成14年度と比較して約2.5倍に増加しています。これは、夫婦間のプライベートな問題として潜在化していた被害が、配偶者暴力に対する社会の認識が高まり、相談体制も徐々に周知されてきたことにより、顕在化したといった面もあるかと思われます。

また、配偶者の暴力から緊急避難する一時保護の件数は減少傾向にあり、令和元年度は過去最少となっています。

○配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談等の状況（県男女共同参画課調べ）



	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
相談件数 (全国)	35,943	43,225	49,329	52,145	58,528	62,078	68,196	72,792	77,334	82,099	89,490	99,961	102,963	111,172	106,367	106,110	114,481	119,276
相談件数 (石川県)	675	697	715	685	846	1,079	1,293	1,388	1,448	1,398	1,760	1,780	1,610	1,603	1,473	1,610	1,616	1,714
【参考】一時保護件数	42	41	47	51	57	37	53	58	52	54	55	36	46	35	29	41	28	17

※金沢市配偶者暴力相談支援センター（H22設置）を含む

4 県民の配偶者からの暴力に関する意識

本県では5年毎に実施する「男女共同参画に関する県民意識調査」において、配偶者からの暴力に関する県民の意識について調査を行っています。

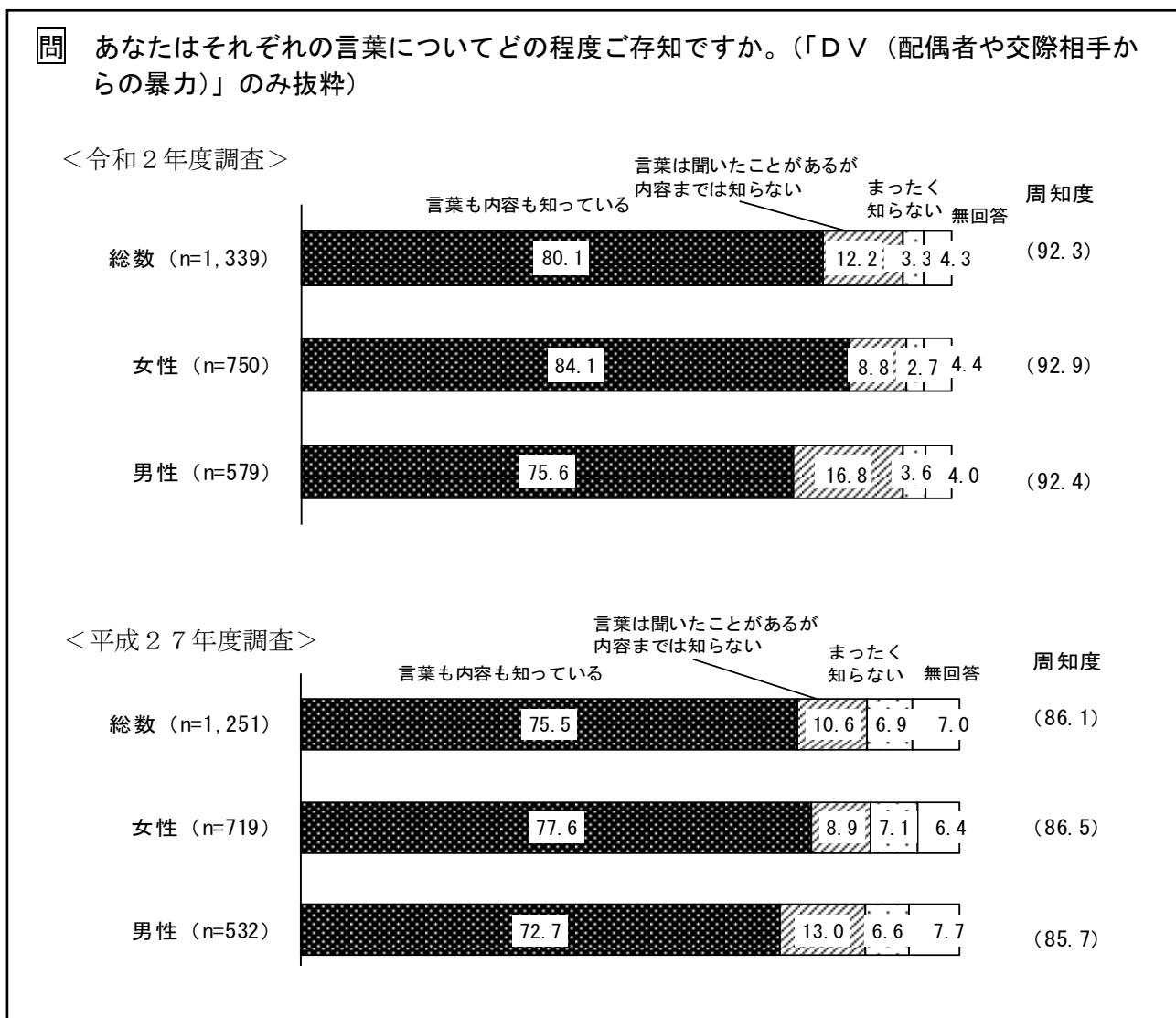
令和2年度の調査の中で、性暴力^(※3)に関する項目を含めた配偶者からの暴力について調査を行いました。

(※3)「性暴力」とは、同意のない、対等でない、強要された性的な行為のことをいい、性犯罪、性的虐待を含む。

◀「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)(石川県男女共同参画課)より抜粋▶

○“DV”という用語の周知度

今回の調査結果では、“DV(配偶者や交際相手からの暴力)”という用語の周知度は92.3%(女性92.9%、男性92.4%)となり、平成27年度調査よりも周知度は男女ともに増加しています。



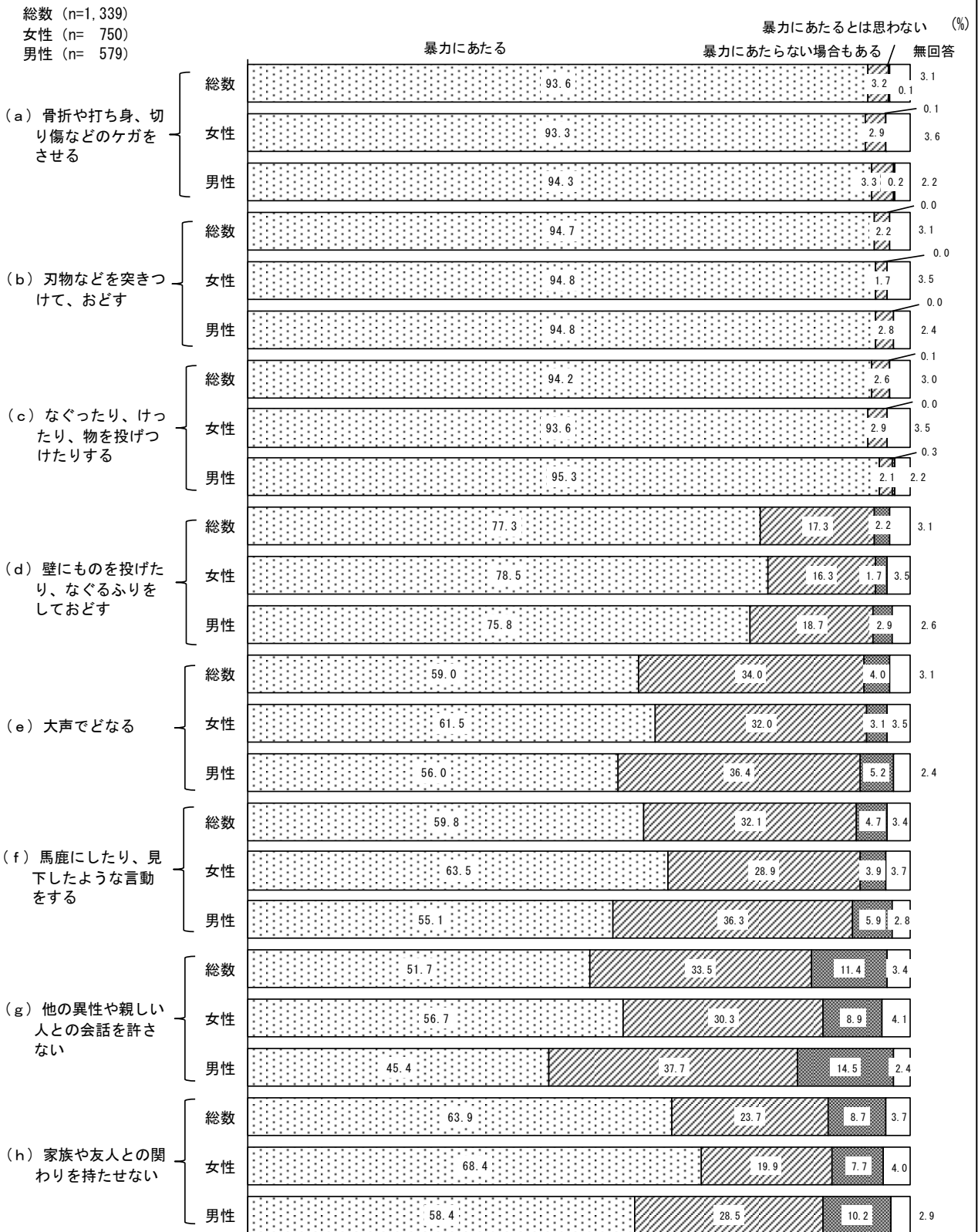
○配偶者や交際相手などからの暴力と認識される行為

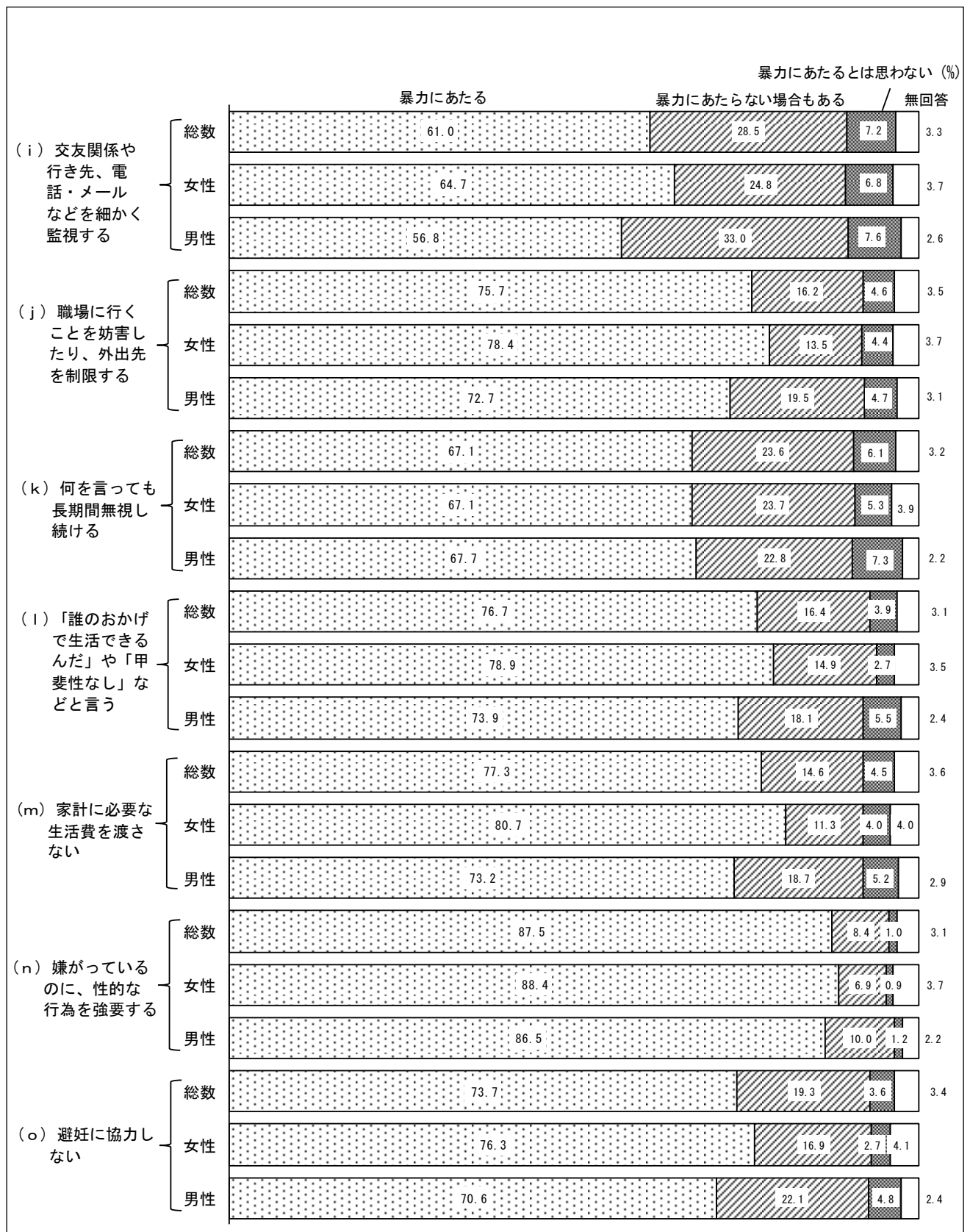
配偶者や交際相手などからの暴力と認識される行為についての設問（15項目）について、「暴力にあたる」と思う人が多い順に見ていくと、男女ともに“刃物などを付きつけて、おどす”（女性94.8%、男性94.8%）が最も多く、次いで“なぐったり、けったり、物を投げつけたりする”（女性93.6%、男性95.3%）、“骨折や打ち身、切り傷などのケガをさせる”（女性93.3%、男性94.3%）が続き、9割以上となっています。

また、“他の異性や親しい人との会話を許さない”、“大声でどなる”、“馬鹿にしたり、見下したような言動をする”は、「暴力にあたる」と思う人の割合は比較的少なくなっています。

男女で比較すると、大半の項目で女性の方が「暴力にあたる」と思う人の割合が多くなっています。

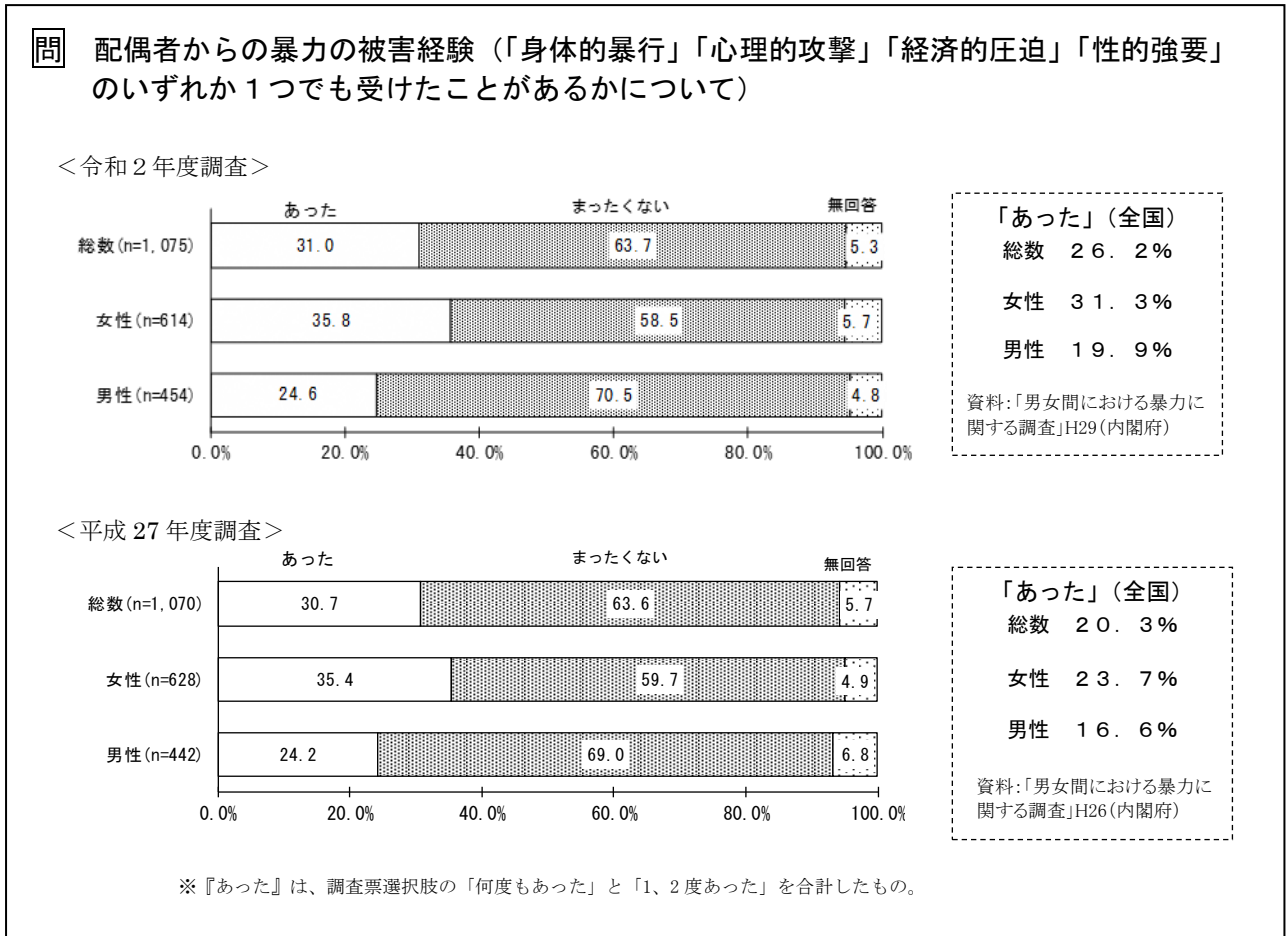
問 次のようなことが配偶者や交際相手など、親密な関係にある者の間で行われた場合、それを暴力だと思えますか。(複数回答)





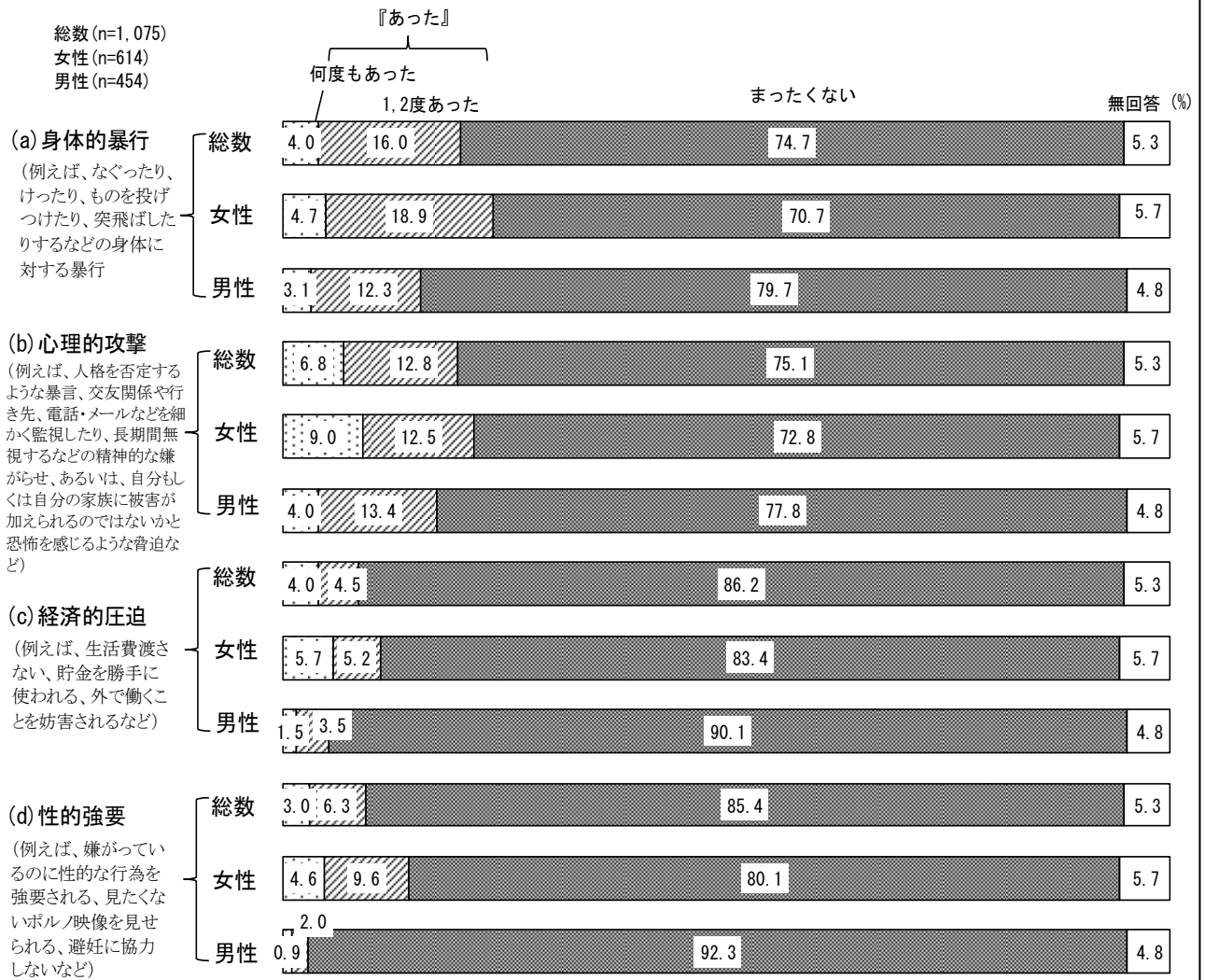
○配偶者からのこれまでの被害経験の有無

今回調査では、これまでに何らかの被害経験があった人は31.0%(女性35.8%、男性24.6%)であり、女性は約3人に1人、男性は約4人に1人が被害にあっています。



また、暴力の種別に被害経験の有無を見ると、“身体的暴行”は20.0%(女性23.6%、男性15.4%)、“心理的攻撃”は19.6%(女性21.5%、男性17.4%)、“経済的圧迫”は8.5%(女性10.9%、男性5.0%)、“性的強要”は9.3%(女性14.2%、男性2.9%)となっており、全ての項目で女性が男性を上回っています。

問 あなたはこれまでに、あなたの配偶者から次のようなことをされたことがありますか。



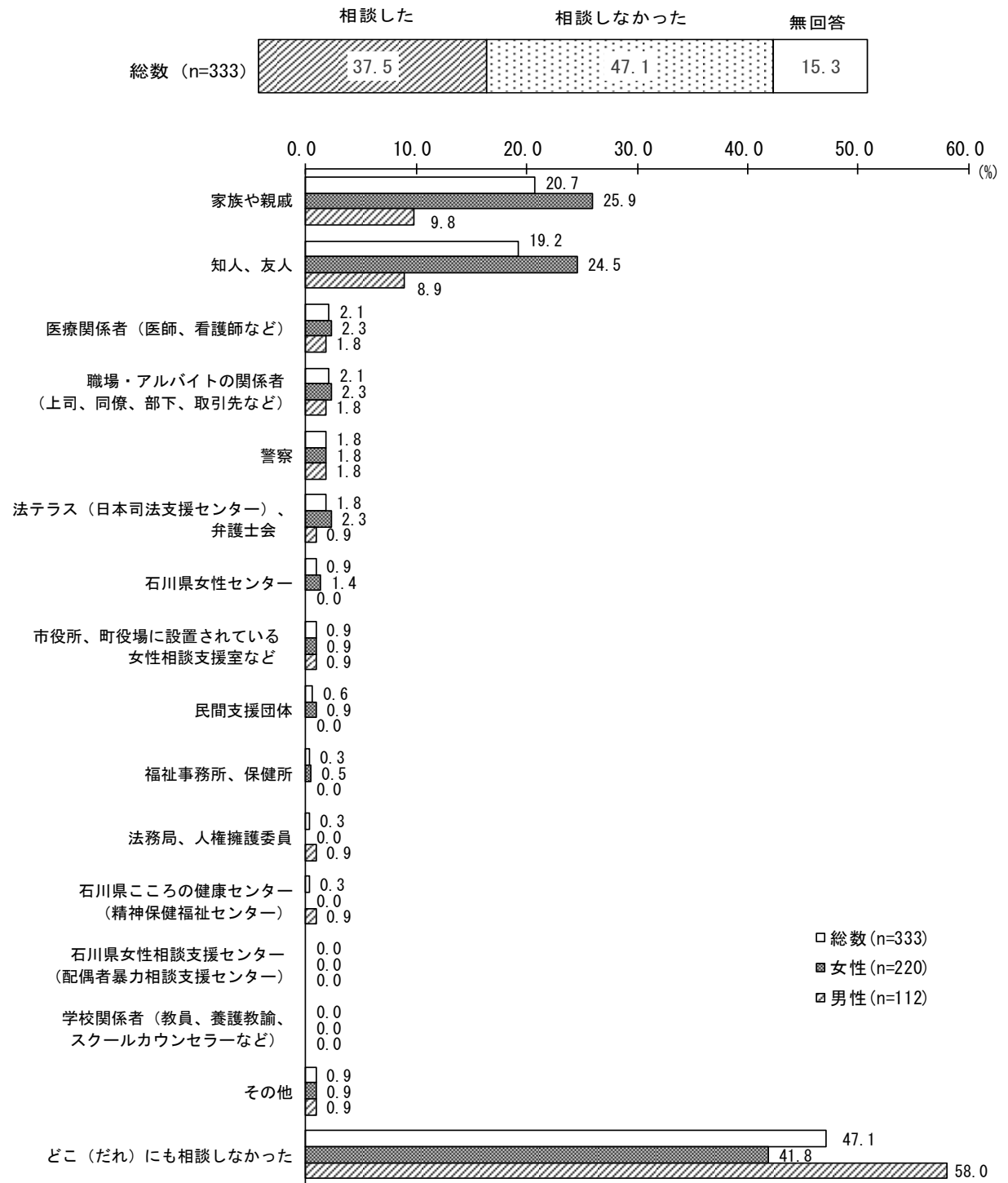
○配偶者からの暴力についての相談経験の有無

配偶者から暴力の被害を受けたことが「これまでにあった」と答えた人に、どこ(だれ)かに打ち明けたり、相談したりしたことがあるかをたずねたところ、「相談した」と答えた人は37.5%、「相談しなかった」と答えた人は47.1%で、「相談しなかった」人の方が9.6ポイント上回っています。

相談先では、男女とも「家族や親戚」(女性25.9%、男性9.8%)と「知人、友人」(女性24.5%、男性8.9%)が多くなっており、その他は3%未満となっています。

性別で見ると、男性の方が「どこ(だれ)にも相談しなかった」(58.0%)が5割を超え、女性(41.8%)より16.2ポイント多くなっています。

問 あなたはこれまでに、あなたの配偶者から受けたそのような行為について、どこ（だれ）かに打ち明けたり、相談したりしましたか。（複数回答）

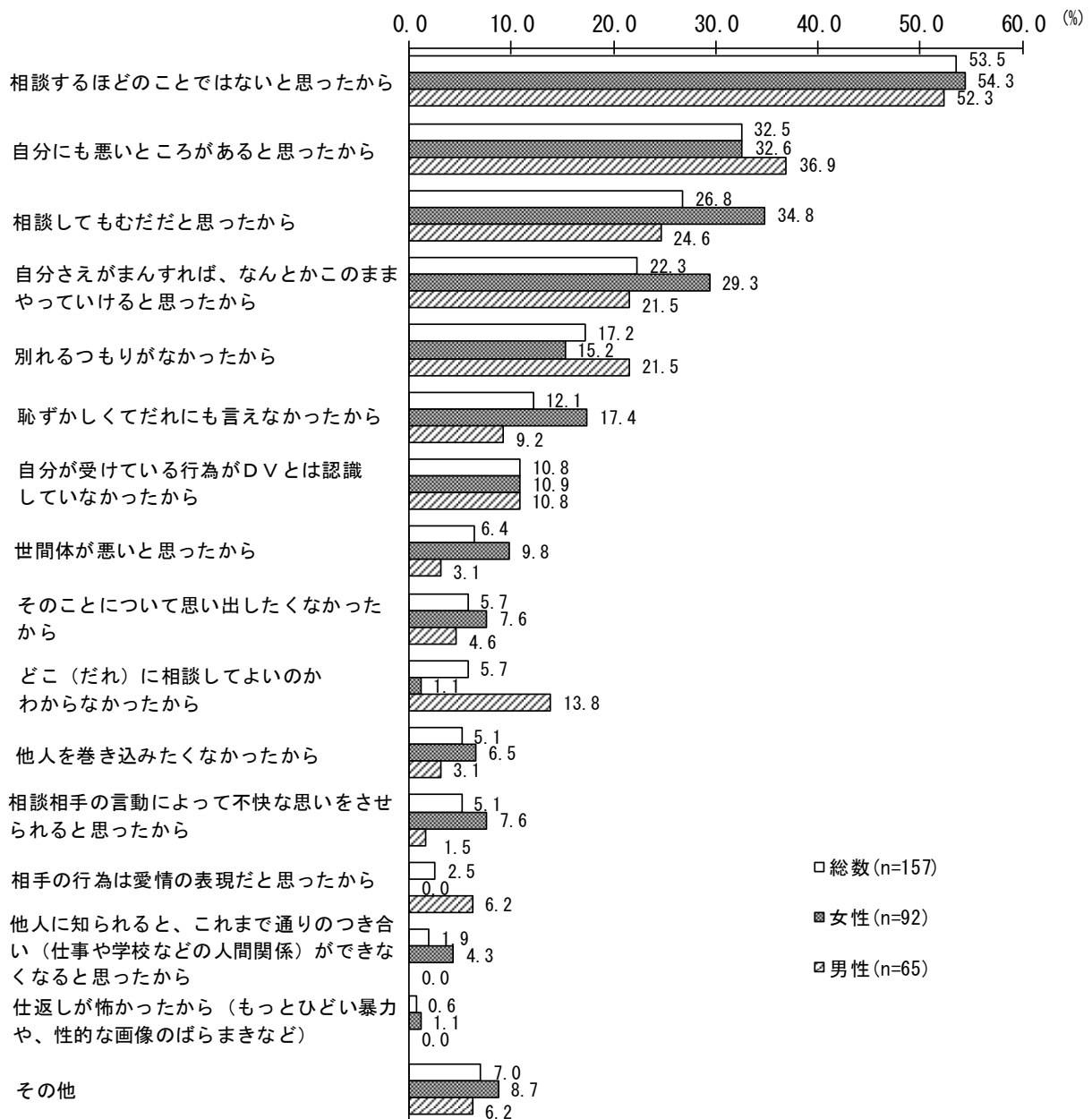


○配偶者からの暴力について相談しなかった理由

配偶者からの暴力の被害を受けながら「相談しなかった」と答えた人にその理由をたずねたところ、男女ともに最も多かったのは「相談するほどのことではないと思ったから」（女性 54.3%、男性 52.3%）、次いで女性では「相談してもむだだと思ったから」（34.8%）、男性では「自分にも悪いところがあると思ったから」（36.9%）となっています。

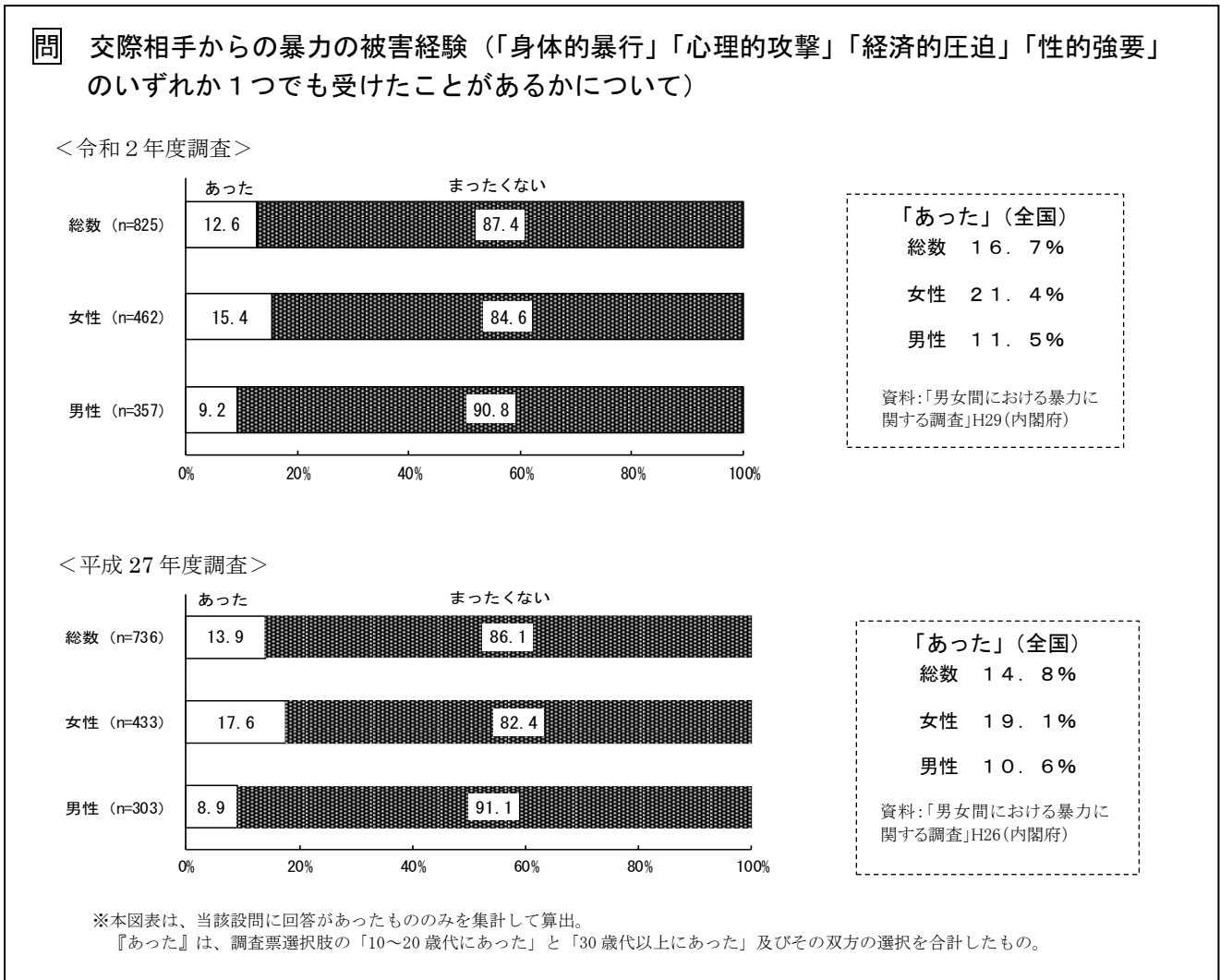
男女の違いで特徴的なのは、「相談してもむだだと思ったから」では女性の方が 10.2 ポイント多くなっており、「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから」では男性の方が 12.7 ポイント多くなっていきます。

問 どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。（複数回答）



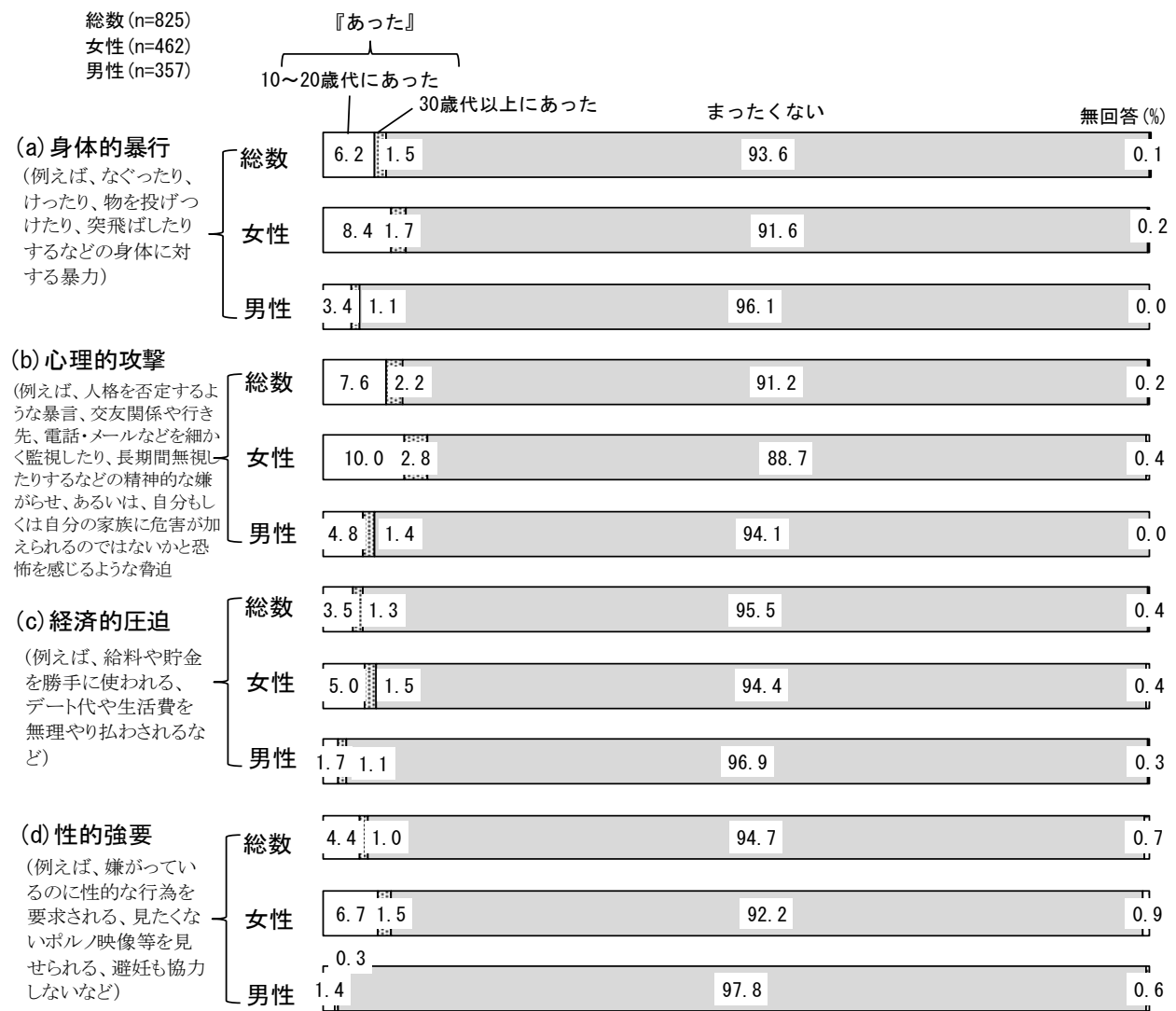
○交際相手からの被害経験の有無

今回調査では、これまでに何らかの被害経験があった人は12.6%(女性15.4%、男性9.2%)であり、女性は約6人に1人、男性は約11人に1人が被害にあっています。



また、暴力の種別・年代別に被害経験の有無を見ると、“身体的暴行”では、「10～20歳代にあった」が6.2%(女性8.4%、男性3.4%)で「30歳代以上にあった」が1.5%(女性1.7%、男性1.1%)、“心理的攻撃”では「10～20歳代にあった」が7.6%(女性10.0%、男性4.8%)で「30歳代以上にあった」が2.2%(女性2.8%、男性1.4%)、“経済的圧迫”では「10～20歳代にあった」が3.5%(女性5.0%、男性1.7%)で「30歳代以上にあった」が1.3%(女性1.5%、男性1.1%)、“性的強要”では「10～20歳代にあった」が4.4%(女性6.7%、男性1.4%)で「30歳代以上にあった」が1.0%(女性1.5%、男性0.3%)となっており、全ての項目で女性が男性を上回っています。

問 あなたは、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。

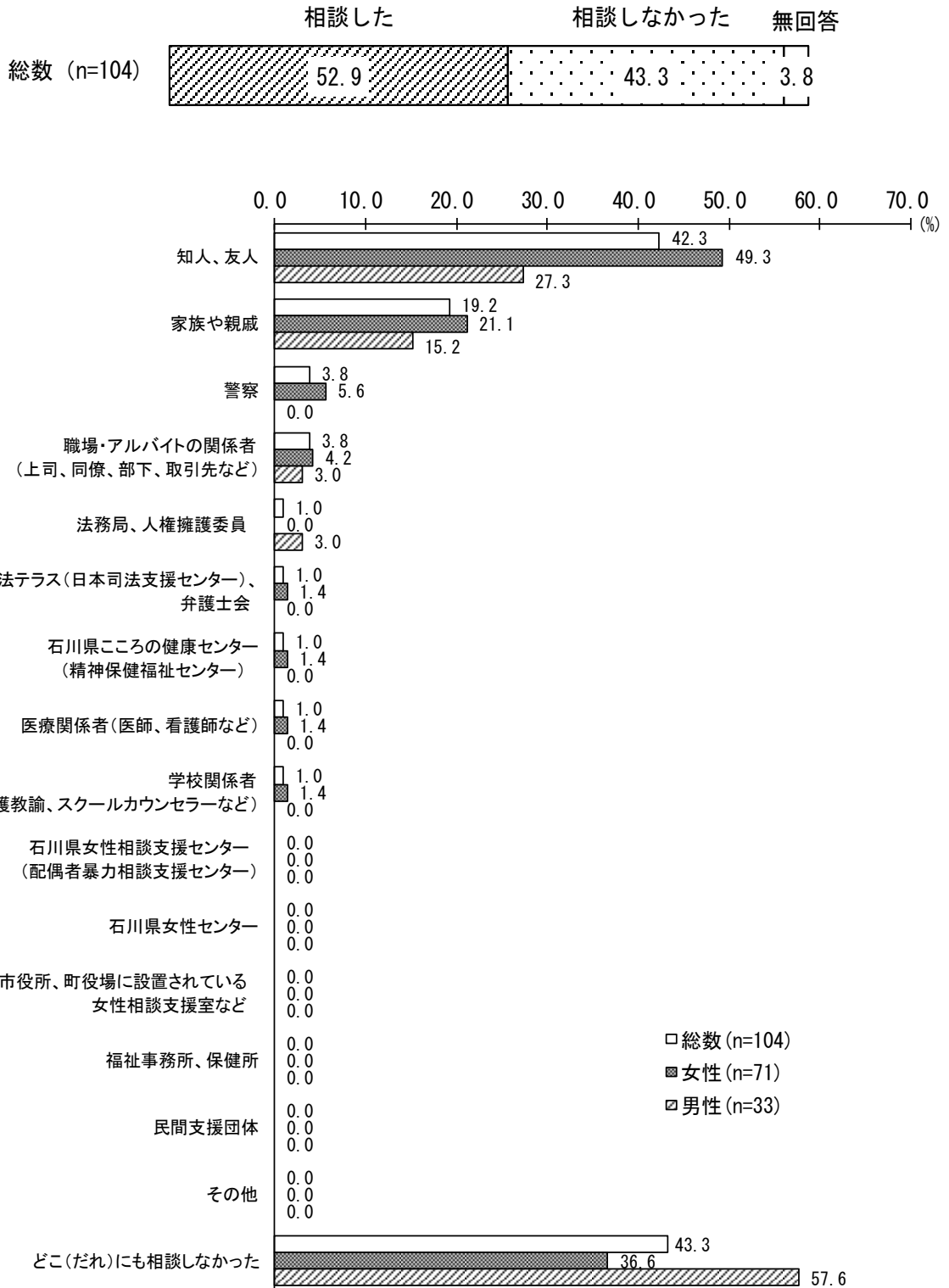


○交際相手からの暴力についての相談経験の有無

交際相手からの暴力の被害を受けたことが「あった」と答えた人に、どこ（だれ）かに打ち明けたり、相談したりしたことがあるかをたずねたところ、「相談した」と答えた人は52.9%、「相談しなかった」と答えた人は43.3%で、「相談した」人のほうが9.6ポイント上回っています。

相談先では、男女とも「知人、友人」（女性49.3%、男性27.3%）が最も多く、次いで「家族や親戚」（女性21.1%、男性15.2%）となっています。

問 あなたは交際相手から受けたそのような行為について、どこ（だれ）かに打ち明けたり、相談したりしましたか。（複数回答）

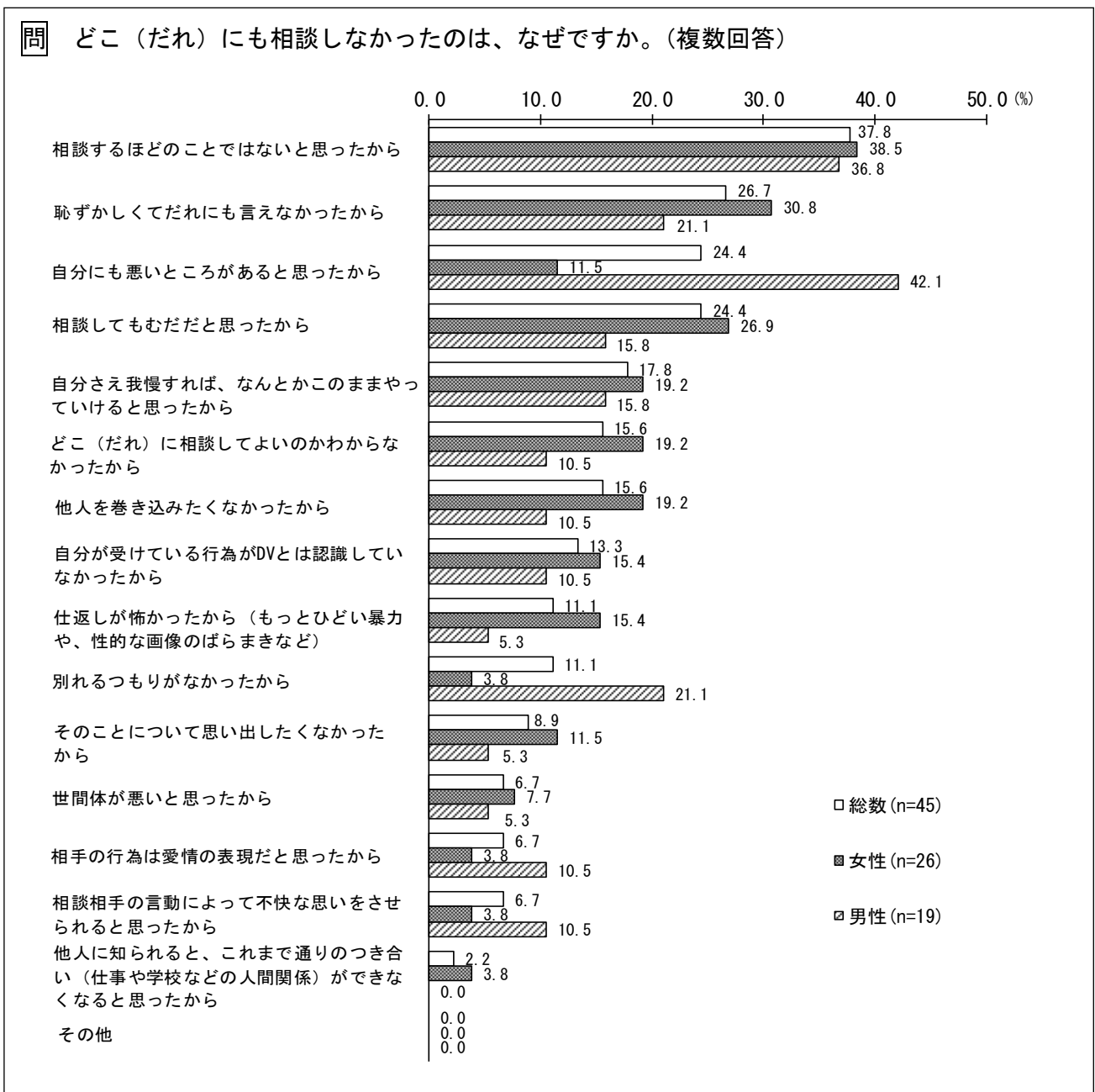


○交際相手からの暴力について相談しなかった理由

交際相手からの暴力の被害を受けながら「相談しなかった」と答えた人にその理由をたずねたところ、女性で最も多かったのは「相談するほどのことではないと思ったから」（38.5%）であり、男性で最も多かったのは「自分にも悪いところがあると思ったから」（42.1%）となっています。

女性が男性を上回っているものは、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」（女性30.8%、男性21.1%）、「相談してもむだだと思ったから」（女性26.9%、男性15.8%）、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」（女性19.2%、男性15.8%）などがあります。

男性が女性を上回っているものは、「自分にも悪いところがあると思ったから」（女性11.5%、男性42.1%）、「別れるつもりがなかったから」（女性3.8%、男性21.1%）などとなっています。

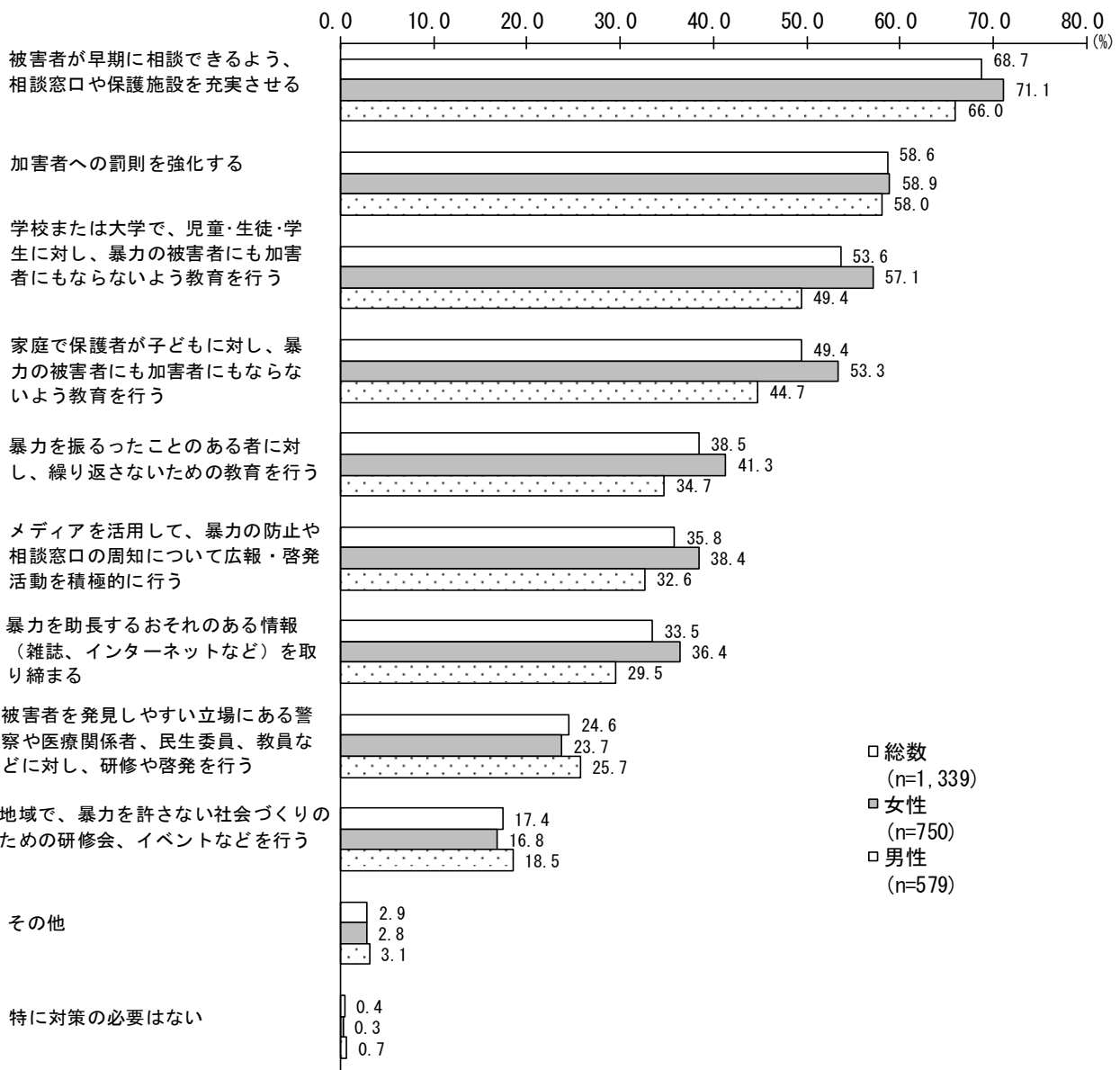


○DVや性暴力等の暴力をなくすために必要なこと

全体では、「被害者が早期に相談できるよう、相談窓口や保護施設を充実させる」が68.7%（女性71.1%、男性66.0%）と最も多く、次いで「加害者への罰則を強化する」が58.6%（女性58.9%、男性58.0%）、「学校または大学で、児童・生徒・学生に対し、暴力の被害者にも加害者にもならないよう教育を行う」が53.6%（女性57.1%、男性49.4%）の順となっています。

男女の差が大きいものとしては、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力の被害者にも加害者にもならないよう教育を行う」（8.6ポイント差）、次いで、「学校または大学で、児童・生徒・学生に対し、暴力の被害者にも加害者にもならないよう教育を行う」（7.7ポイント差）の順で、いずれも女性の方が多くなっています。

問 DVや性暴力等の暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。（複数回答）



第3章 基本理念等

1 基本理念（目指す社会）

男女の人権が尊重され、配偶者からの暴力におびえることなく安心して暮らすことのできる社会の実現は、県民の願いであり、暴力を受けた場合でも、被害者が適切な保護や支援を受けることができ、自立して暮らしていける社会であることが必要です。

この基本計画では、関係機関、関係団体、県民と協力して、「配偶者からの暴力のない社会」の実現を目指します。

2 基本的な視点

配偶者からの暴力防止対策を推進するに当たっては、被害者の人権を尊重した適切な対応や配偶者からの暴力に対する県民の正しい理解を促進するとともに、関係機関との連携を図りながら総合的に実施する必要があります。

基本計画を策定するに当たっての、「基本的な視点」は次のとおりとします。

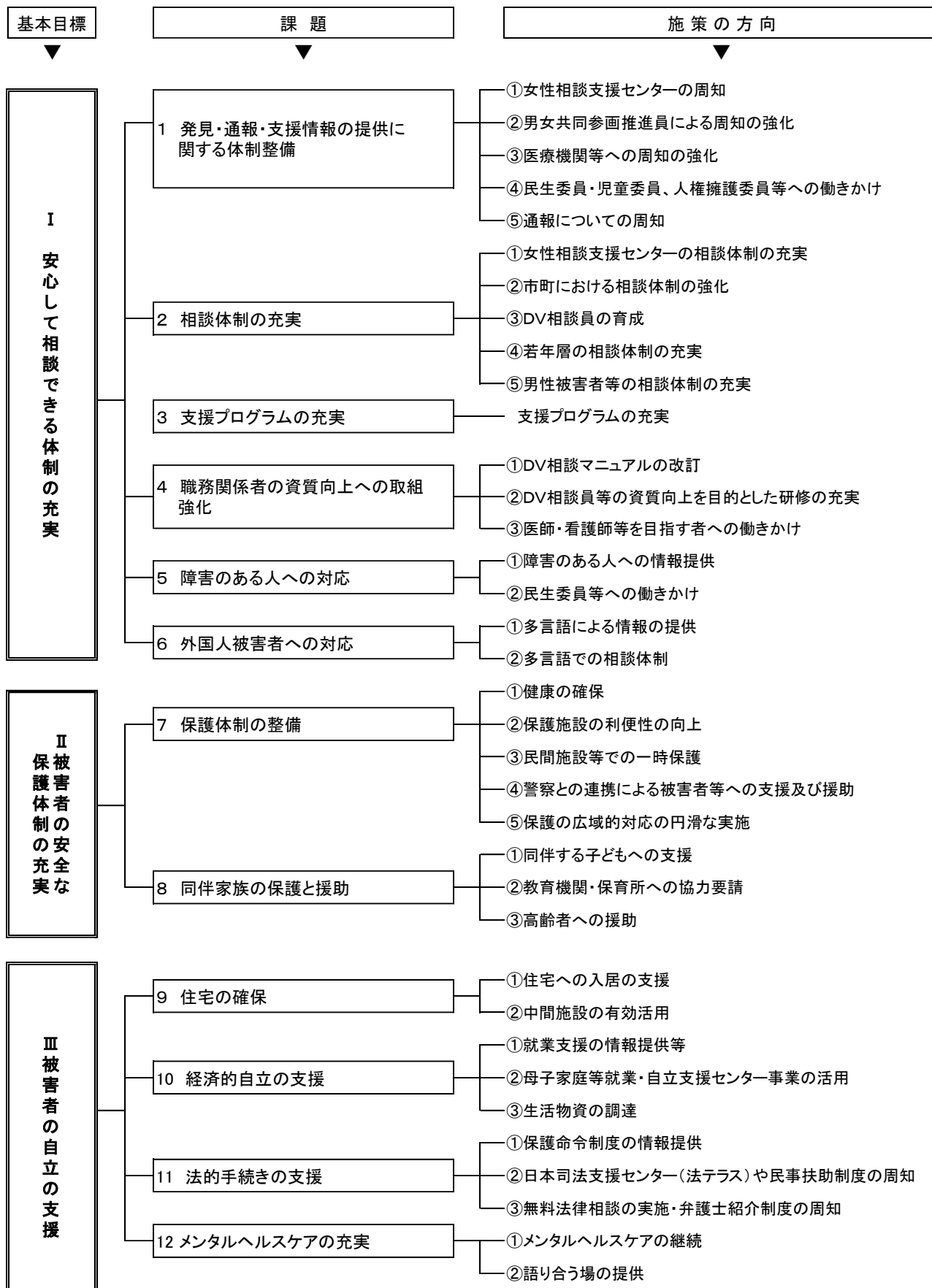
- (1) 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- (2) 被害者の人権や被害者本人の意思は尊重されるべきものであること。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の適切な保護は国及び地方公共団体の責務であること。

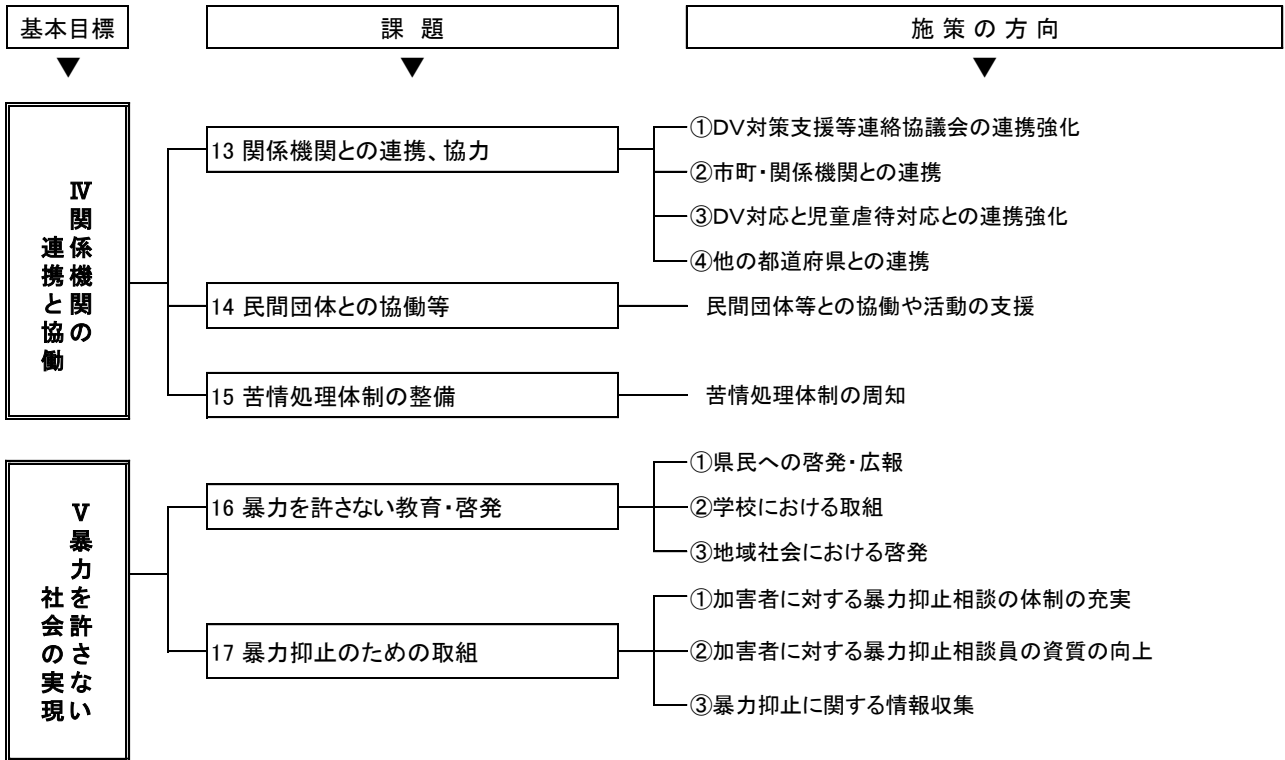
3 基本目標

配偶者からの暴力防止及び被害者の適切な保護を図るため、配偶者から暴力を受けたことによる、その深刻な事態や被害者が持つ恐怖や不安を被害者の立場に立って理解するとともに、相談から保護、自立までの、被害者のそれぞれの状況に応じた総合的な支援をするために、次のとおり基本目標を定めます。

- I 安心して相談できる体制の充実
- II 被害者の安全な保護体制の充実
- III 被害者の自立の支援
- IV 関係機関の連携と協働
- V 暴力を許さない社会の実現

基本計画の体系





第4章 基本計画の内容

基本目標Ⅰ 安心して相談できる体制の充実

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、周囲が気付かないうちにエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

被害者は、加害者からの追跡の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にあることが多く、同伴家族も同様に心理的被害を受けていることも考えられます。

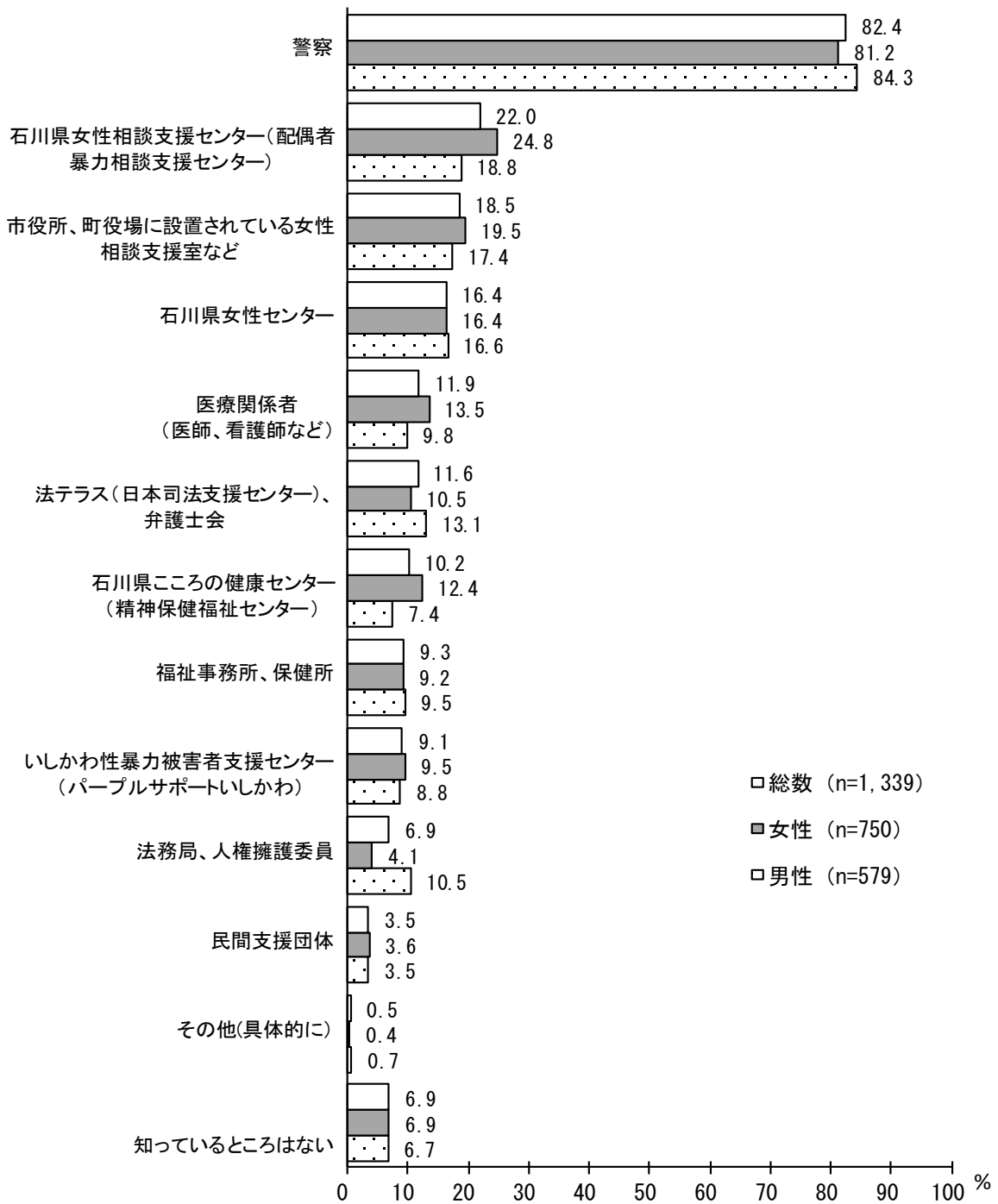
被害者や同伴家族の身の安全を確保し、被害者が安心して相談できる体制の充実が必要です。

また、相談の際の不適切な対応により、被害者が更なる被害（二次被害）を受けることのないよう、人権に配慮した適切な対応を図っていかねばなりません。

<参考>相談機関等の周知状況

「警察」(82.4%)が最も多く、次いで「石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）」(22.0%)、「市役所、町役場に設置されている女性相談支援室など」(18.5%)の順となっています。

問 DVや性暴力を受けたとき、相談できる機関や関係者であなたが既に知っていたものをすべて教えてください。(複数回答)



出典：「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)(石川県男女共同参画課)

【課題1】発見・通報・支援情報の提供に関する体制整備

《現状と課題》

被害者の保護を図るため、広く社会からの情報を求めることが必要であり、配偶者暴力防止法では「配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない」（第6条）とされています。

また、医師その他の医療関係者（歯科医師、保健師、助産師、看護師等）が配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときには、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができることを定めています。その場合は、その者の意思を尊重するよう努めることとしています。平成21年度には、医療機関等における被害者対応マニュアルを作成・配布し、日常業務を行う中で配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にある医師や看護師等から、被害者に関するより適切な通報や情報提供がされるよう努めてきたところです。

しかしながら、配偶者からの暴力は家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者自身も家庭や学校や職場の事情、加害者からの報復への警戒等様々な理由から、外部に支援を求めることを長期間ためらったり、支援を求めても加害者のもとへ戻ることを繰り返したりする傾向があることから、本県では女性相談支援センターの機能について、市町や医療機関等へ周知を図り被害者への情報提供についての協力を依頼してきました。

また、交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）を受けている場合だけでなく、DVが起こっている家庭にいながら、子どもが周囲に助けを求められない場合もあり、子どもの様子に気づき適切に対応することが必要でもあることから、若年層に対する予防・啓発は非常に大切です。そのため、子どもに身近な教職員にDVについての専門知識を深めてもらうために「若年層向け『DV予防啓発指導者用手引き』」を作成・配付し、生徒からデートDVに関する相談や、家庭におけるDVに関する相談を受けた際の対応の仕方及び相談機関等についても周知しています。

加えて、女性相談支援センターは、これまで被害者への情報提供の取組を進めてきましたが、今回の「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）によると、『知っている相談機関』の周知度は、「警察」と答えた人が82.4%と最も多く、次いで「女性相談支援センター」が22.0%でした。女性相談支援センターは、被害が深刻になる前に発見し、暴力に苦しむ被害者が安心して相談することができるよう努めています。また、被害者に適切な支援情報を届けるため、引き続き市町や関係機関等と連携し、被害者への情報提供や、相談機関の周知等きめ細やかな支援情報の提供を一層進める必要があります。

《施策の方向》

①女性相談支援センターの周知

「女性相談支援センター」の周知が十分でないことから、暴力防止の啓発とともに、あらゆる機会において相談機関の周知や、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる全国共通短縮ダイヤル「#8008（はれれば）」について、積極的な広報・周知に努めます。

②男女共同参画推進員による周知の強化

地域に根ざした活動を行っている男女共同参画推進員による情報提供などの働きかけを行います。

③医療機関等への周知の強化

配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にある医師や看護師等から、被害者に関するより適切な通報や情報提供がされるよう周知に努めます。

④民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ

地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員や人権擁護委員等に対し、被害の早期発見、被害者への適切な情報提供、支援機関への橋渡しの必要性を改めて認識してもらうために、DV対策支援等連絡協議会や研修会等での周知を行うほか、チラシ・パンフレット等を活用した一層の働きかけを行います。

⑤通報についての周知

県民に対し、社会全体の理解が得られ適切な通報が行われるよう一層の周知を図ります。

また、学校や保育所等において、子どもの様子から家庭の中で起きている暴力に気づき、関係機関等への情報提供、相談などが容易にできるよう適切な通報についての周知を図ります。

【課題2】相談体制の充実

《現状と課題》

本県では被害者に対して、配偶者暴力防止法の制定を契機として、平成13年度に女性のための専門相談電話「DVホットライン」を設置したほか、平成14年度には女性相談支援センターを開設し、警察等と協力・連携して被害者の相談や支援を積極的に行っています。

また、一時保護について、24時間対応可能な体制で当たっています。

県ではこれまで、女性相談支援センター等の相談員に対して、各種の研修を重ね資質の向上を図るとともに、平成14年度にDV相談マニュアル「配偶者からの暴力に苦しむ被害者のための支援の手引き」を作成し、平成20年度には、法改正に伴う内容の改訂を行うなどの相談体制の充実を図ってきました。

心理的に複雑な問題を抱えた被害者一人ひとりの状況に適した対応ができるよう一層の相談体制の充実が必要であり、被害者の相談・保護・自立支援を行う配偶者暴力相談支援センターは、県内に2ヶ所設置されているものの、利用者の利便性を考えると、県民のより身近に存在することが望ましいです。

《施策の方向》

①女性相談支援センターの相談体制の充実

被害者からの相談に適切に対応するため、女性相談支援センターでは十分なケース検討

等を実施するとともに、相談員等には専門の知識や経験が必要とされることから、専門性を発揮し、一層、適切な対応ができるような体制を確保するほか、研修の充実等により、相談員等の育成と資質向上に取り組みます。

②市町における相談体制の強化

平成19年の配偶者暴力防止法の改正により、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。現在、県内市町では金沢市が設置しています。

今後、住民に最も身近な相談窓口である市町における相談体制の充実や、保護命令申立など被害者の状況に応じた適切な支援をより迅速に行うため、配偶者暴力相談支援センター設置に向けて積極的に働きかけるとともに、設置を検討する市町に助言や情報提供等の支援を行います。

また、当該市町の住民以外からの相談が寄せられた場合にも円滑な支援ができるよう、あらかじめ近隣の市町間で連携を図ります。

③DV相談員の育成

市町における配偶者暴力相談支援センターの設置や、DV相談窓口の開設において、DVの専門知識を持つ人材を相談員として確保することが必要です。そこで県ではDV相談員育成のための研修会を実施し、専門知識を持つ相談員を育成し、市町におけるDV相談員の設置を促進します。

④若年層の相談体制の充実

生徒にとって身近な教職員などに、生徒からの相談を受けた際の対応や相談機関等DVについての専門知識を深めてもらうことで、若年層の相談体制の充実を図ります。

⑤男性被害者等の相談体制の充実

配偶者からの暴力には、女性から男性に対する暴力も存在し、性別は限定されません。

女性相談支援センターやこころの健康センターでは男性や性的少数者^(※4)からの相談にも応じており、今後も相談窓口を広く周知するとともに、関係機関との連携を強化し男性や性的少数者が相談しやすい体制の充実を図ります。

(※4) 性的少数者

同性愛者や両性愛者のほか、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない性同一性障害者のこと。

【課題3】支援プログラムの充実

《現状と課題》

女性相談支援センターでは被害者の立場に立ち、ともに問題解決を図る努力をしています。被害者一人ひとりに対して担当者を決め、直面するさまざまな事情を考慮して、被害者が

より良い選択ができるような支援プログラムの提供に努めています。

また、支援プログラムの内容は、自立するまでの過程において、被害者が置かれた状況に応じたきめ細かなものにする必要があります。

《施策の方向》

支援プログラムの充実

女性相談支援センターは被害者の支援に関する各種情報を収集し、関係機関との必要なネットワークを構築するなど、被害者の希望に沿った提供ができるよう支援プログラムの一層の充実を図るとともに、一時保護所を退所した被害者が生活基盤を確立するまでの間、利用することができる中間施設の入居者に対しても、ニーズに沿った支援プログラムを提供します。

【課題4】職務関係者の資質向上への取組強化

《現状と課題》

被害者が自身の問題解決を図ろうとするときに、被害者の保護や捜査、裁判等に職務上関係ある者からの二次被害が生じることがあるともいわれていることから、これまで、看護師などを中心とした医療関係者や、市町DV相談窓口担当者、相談員、福祉担当者等に対する研修を実施してきました。

被害者が二次被害を受けることなく安心して相談等ができるよう、職務関係者（※）などの一層の資質向上が必要となります。

※職務関係者とは、被害者の相談、保護、捜査、裁判等において職務上関係のある者をいい、女性相談支援センターの職員、市町担当職員、児童相談所職員、医療関係者、警察官、検察官、裁判官等を指します。また、被害者と同居する子どもが通学する学校の教職員や、通所する保育所の職員も職務関係者にあたります。

《施策の方向》

①DV相談マニュアルの改訂

平成14年度に作成し、平成20年度に改訂したDV相談マニュアル「配偶者からの暴力に苦しむ被害者のための支援の手引き」を配偶者暴力防止法の改正及び当計画の改定に伴い改訂します。

②DV相談員等の資質向上を目的とした研修の充実

職務関係者が、多様で複雑化している配偶者からの暴力の特徴や被害者の心情を理解して被害者の立場に立った支援を行えるよう、また、不適切な対応や言動によって二次被害を引き起こさないよう研修の機会を充実させるとともに、警察等の司法関係者なども含めた支援関係機関、民間団体等に対しても研修等の参加を促します。

また、基礎的な知識を学ぶ初任者研修や、外部オブザーバーを招いての事例検討（ケー

スカンファレンス) を実施します。

③医師・看護師等を目指す者への働きかけ

医師や看護師等になろうとする者にとっては、職務上、配偶者からの暴力についての知識は必要となることから、県内の医師・保健師・助産師・看護師等の学校・養成所に対する、リーフレット等の配布や研修会の参加の働きかけを行い、配偶者からの暴力についての理解を深めてもらうよう働きかけます。

【課題5】障害のある人への対応

《現状と課題》

障害のある人にとっては、交通、建築物等による物理的な障壁や点字や手話サービスの欠如等による情報面の障壁などの問題があります。

物理的な障壁については、平成17年度に保護施設の居室にベッドを配置するなど障壁の解消に向けた取組を行ったほか、施設をバリアフリー化する改修工事を行いました。

情報面の障壁については、障害のある被害者に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する情報を適切に届けることが必要です。

《施策の方向》

①障害のある人への情報提供

点字広報やテレビ広報などを活用し、一層の情報の提供に努めます。

②民生委員等への働きかけ

障害のある人にとっては地域の見守りが大切と考えられるので、一層の配慮について民生委員等に働きかけていきます。

【課題6】外国人被害者への対応

《現状と課題》

女性相談支援センターでは相談や支援を行うにあたって、被害者の国籍等に配慮して相談を受けることを心がけています。

しかしながら言語や生活習慣、考え方の違いにより被害者の状況を十分把握できなかったり、被害者に支援情報がうまく届かないことが考えられます。

このことから、平成17年度には女性相談支援センターのパンフレットを多言語(中国語・韓国語・ポルトガル語・タガログ語・英語)で作成し配布しました。

また今後も、外国人被害者の置かれた状況を的確に把握し、対応できるよう備えていく必要があります。

《施策の方向》

①多言語による情報の提供

施策の概要や施設の利用方法などについて、引き続き多言語で情報が提供できるよう努めます。

②多言語での相談体制

日本語での会話が不自由な外国人被害者に対して、相談や支援を受けやすい環境の整備と専門用語に対応できる通訳の確保ができるよう努めます。

基本目標Ⅱ 被害者の安全な保護体制の充実

平成 20 年の配偶者暴力防止法改正において、被害者の緊急時における安全確保は配偶者暴力相談支援センターの業務であることと明記されたことから、被害者や同伴する家族の一時保護を、一時保護施設において実施しています。

また、配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が、更なる身体に対する暴力を受けることによりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合には、裁判所が加害者に対し、「被害者への接近等の禁止」、「被害者の子への接近等の禁止」又は「被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去」等を内容とする「保護命令」を発令し、これに違反した場合には刑事制裁を加えることで、被害者の生命又は身体の安全を確保しようとする保護命令制度が整えられています。(制度の概要は資料編に記載)

配偶者からの暴力が行われた場合、重要なことは被害者や同伴家族の身の安全を確保することです。心身ともに傷ついた被害者や同伴家族を加害者と隔離し、保護する体制の一層の充実が必要です。

【課題 7】保護体制の整備

《現状と課題》

女性相談支援センターでは被害者の一時保護を 24 時間体制で実施しており、警察においても被害者等の一時避難等の措置をとるなど、女性相談支援センターとの連携を密にとりながら適切な対応に努めています。

保護体制の整備として、平成 17 年度には入所者が安心して過ごせるように、個室の居室を増築するなど施設の整備を行いました。関係機関の連携を一層強化して被害者の安全を確保したうえで、被害者一人ひとりの事情によりきめ細かく対応できるような保護体制を整える必要があります。

《施策の方向》

①健康の確保

被害者の心身の健康状態に応じた適切な医療が受けられるよう、医療機関等との連携を図ります。

②保護施設の利便性の向上

入所者が安心して過ごせるよう、必要な整備を行います。

③民間施設等での一時保護

被害者本人の状況や同伴者の有無等の特別な事情がある場合には、民間施設等での一時保護の委託に配慮します。

④警察との連携による被害者等への支援及び援助

警察と連携し、状況に応じた被害者等の安全確保を行います。

⑤保護の広域的対応の円滑な実施

加害者の追跡から逃れるため、被害者を県外施設で保護する場合もあることから、保護の実施責任を明確にした上で、必要な情報の共有や被害者の移送など県域を越えた県外施設との広域的な連携に努めます。

また、警察においても、被害者の移送先を管轄する都道府県警察へ連絡するなど、連携した被害者の安全確保に努めます。

【課題8】 同伴家族の保護と援助

《現状と課題》

配偶者からの暴力を避けるため、被害者とともに家族が逃げ出す場合があります。

「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第30号）において、子どもの前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれることが明確にされました。子どもは、表面に現れなくても心理的に深く傷ついている場合があるため、個々の状況に応じて継続的な心のケアが必要です。

女性相談支援センターでは、同伴する子どもに対しては被虐待児の可能性があると認識を持って児童相談所と連携したサポートを実施しています。

一方、被害者の同伴家族（親など）が成人女性である場合は、被害者として、同様に一時保護を行います。

児童相談所はもとより、高齢者福祉施設を利用するための関係機関との連携をより深め、同伴家族に対する保護と援助を一層充実する必要があります。

《施策の方向》

①同伴する子どもへの支援

一時保護所に保護されるような、深刻な配偶者からの暴力の被害者が同伴する子どもは特に「児童虐待」が疑われ、心に傷を負っている可能性が高いため、被害の早期発見・早期介入に向けた支援が適切に実施されるよう、女性相談支援センターと児童相談所とが連携し、被害者や子ども自身の意向を尊重しつつ、心のケアを含めた適切な支援を行います。

また、一時保護所を退所した、被害者と同伴する子どもが安定した生活を送れるように、女性相談支援センターは、情報の提供などにより児童相談所が引き続き適切な支援を行うことができるよう努めています。（P43参照）

②教育機関・保育所への協力要請

同伴する子どもの就学・保育等は極めて重要であり、教育委員会や学校から教材の提供や指導方法の教示等の支援を受けつつ、適切な学習や保育の機会の確保に努めるほか、被害者及びその同伴する子どもの置かれた状況に関する情報管理などについて、教育機関や保育所に対し一層の理解と協力を求めていきます。

③高齢者への援助

高齢の被害者や同伴高齢者の状況によっては、市町の職権により特別養護老人ホーム等へ入所することも考えられることから、施設の協力が得られるよう連携・協力体制づくりに努めます。

基本目標Ⅲ 被害者の自立の支援

被害者の中には、自立の目処が得られないため加害者のいる家にとどまったり、一旦支援を求めても再び帰ることを選ばざるを得ない人もいるため、自立の意思がある被害者に対してはその実現のための支援が必要となります。

配偶者暴力防止法では、女性相談支援センターの業務として「被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと」（第3条第3項第4号）と規定されています。

また、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する」（第2条）と規定されており、県と市町とが連携し施策の充実を図る必要があります。

女性相談支援センターでは、自立に向けて必要な手続きの際に同行するなど被害者の意向を尊重した支援を行っています。しかし、複雑な事情を抱えた被害者が自立し新たな生活が送れるようになるまでには様々な問題が存在しています。そうした様々な問題について、女性相談支援センターは、被害者の意向を確認しながら自立に向けた支援にとともに取り組む必要があります。

【課題9】住宅の確保

《現状と課題》

加害者から身を隠しながら自立に向け住宅を確保することは、適当な保証人を得るのが難しく、被害者にとっては大変困難なことです。

このことから、本県では平成20年度から一定の要件を満たすDV被害者に対し住宅の確保に向けた支援を行っていますが、まだ十分とは言えず、一層の支援策が必要です。

また、住宅が確保されても生活の場としての設備や備品が必要であり、そのための経済的な問題や将来への不安など、心理的な問題を抱えたまま、新しい生活に移らなければならないことが多いと考えられることから、平成18年度より、一時保護所を退所した被害者が生活基盤を確立するまでの間、女性相談支援センターの支援を継続して受けながら生活していくことができる中間施設を確保しています。

《施策の方向》

①住宅への入居の支援

被害者とその家族を対象とした優遇措置を実施するよう、市町に協力を要請します。

また、福祉の公的支援制度の利用により、住宅の確保ができるよう情報提供を行います。

②中間施設の有効活用

住宅の確保が困難な被害者が女性相談支援センターの支援を受けながら自立に向けた準備ができるよう、中間施設の十分な活用を図るとともに、被害者が社会から孤立しないように継続的な支援を実施します。

【課題 10】 経済的自立の支援

《現状と課題》

女性相談支援センターでは、経済的自立を目指す被害者に対して、利用可能な既存の各種制度についての情報や被害者の状況に応じた就業についての情報を提供し、助言を行っています。

平成 18 年度からは、一時保護中等の被害者の経済的自立に向け、就職活動などをする際の保育を実施しています。また、企業や各種団体等の協力を得て、生活物資の給付を行っています。

被害者の自立のため、被害者一人一人の状況に応じた就業支援を引き続き推進することが必要です。

《施策の方向》

①就業支援の情報提供等

公共職業安定所の就職情報や職業訓練制度などの情報を提供し、適切な助言を行うなど支援の充実を図ります。

被害者が就業活動等を行う場合において、同伴する子どもの保育を実施し、早期の自立を促します。

②母子家庭等就業・自立支援センター事業の活用

子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センター事業の就業相談や、公益財団法人石川県母子寡婦福祉連合会の無料職業紹介事業等の積極的な活用を促していきます。

③生活物資の調達

企業や各種団体の協力を得て、自立して生活するために必要な物資が調達できるシステムの拡大に努めます。

【課題 11】 法的手続きの支援

《現状と課題》

配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の活用を図るとともに、被害者が抱える離婚、子どもの養育費等の金銭的な問題等を解決するため、法的手続きについて支援を行うことが必要です。

平成 19 年の配偶者暴力防止法の改正で、被害者の親族、支援者にも保護命令が発せられるようになり、また、保護命令が発出された場合、申立書に配偶者暴力相談支援センターに相談した記載があるときは、裁判所から配偶者暴力相談支援センターにそのことを通知することとなっています。

さらに平成 25 年の法改正では、保護命令の対象が「生活の本拠を共にする交際相手」にまで拡大されたため、その周知が必要です。

《施策の方向》

①保護命令制度の情報提供

被害者が保護命令制度を円滑に利用できるよう、配偶者暴力相談支援センター等において保護命令制度の周知等を図ります。また、配偶者暴力防止法の改正による保護命令対象者の拡大についてリーフレット等で情報提供を行います。

②日本司法支援センター（法テラス）や民事扶助制度の周知

経済的理由のため弁護士や裁判所の費用を払うことが困難な人のために、日本司法センターの民事扶助制度など、被害者が司法手続きをすすめる上で支援となる制度の周知を図ります。

③無料法律相談の実施・弁護士紹介制度の周知

金沢弁護士会と連携し、男女共同参画週間における無料法律相談として「女性の権利 110 番」を実施するほか、被害者の希望に応じた精通分野の弁護士を紹介する弁護士紹介制度についての周知を図ります。

※日本司法支援センター（法テラス）

総合法律支援法（平成 16 年 6 月公布）に基づき、司法制度をより利用しやすくし、法律サービスの提供を身近に受けられるようにする目的で設立された独立行政法人。

※民事扶助制度

経済的に困っている人が、法的トラブルにあった時に無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立て替えを行う（代理援助、書類作成援助）制度で、援助を受けるためには、収入が一定以下であるなどの条件を満たすことが必要です。

【課題 1 2】メンタルヘルスケアの充実

《現状と課題》

被害者は繰り返される暴力の中で心に傷を負い、加害者からの追及による恐怖や将来への不安等により精神的に不安定な状態となることがあります。そのため自立した社会生活を営むことが可能になっても、精神的ダメージが長期にわたって心身に様々な影響を及ぼすことがあります。

そこで、平成 18 年度から被害者が同様の経験を持つ者と語り合う場（ピア・トーク）を提供しています。また、女性相談支援センターでは社会的に自立したあとでも、被害者からの相談に適切に対応するよう努めています。

被害者が一日も早く心身ともに健康で社会生活が送れるようになるための、一層の支援が必要です。

《施策の方向》

①メンタルヘルスケアの継続

女性相談支援センターにおいて実施している被害者に対する精神的・心理的ケアや助言を、自立後も継続して実施します。

②語り合う場の提供

被害者にとって、同様の経験を持つ者との語り合い（ピア・トーク）や支援者を交えての語り合いが、自立の励みになることもあると考えられることから、引き続き経験者同士などが語り合う場を提供し、被害者支援を行います。

基本目標Ⅳ 関係機関の連携と協働

配偶者からの暴力は単一の機関のみで解決策を見出すことが困難です。

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）においては、配偶者暴力防止法についても改正がなされ、「配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする」（第9条）と定められました。

様々な事情を抱えた被害者の状況に合わせて、関係機関が有機的に連携して対応することが必要です。

【課題13】関係機関との連携、協力

《現状と課題》

本県では関係の47機関・団体が「DV対策支援等連絡協議会」を組織し、定期的に協議し、相互の連携を図っています。また、小委員会を設け、被害者の立場に立った支援のあり方や問題点を協議するなど連携、協力を努めています。

関係機関が配偶者からの暴力問題に対する理解を深め適切な対応ができるよう、さらに協力体制を強化していく必要があります。

なお、平成19年の配偶者暴力防止法の改正により、配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策に関する基本計画の策定が市町の努力義務とされ、令和元年度には県内のすべての市町で基本計画が策定されました。県と市町は地方公共団体としての責務を果たすため、情報交換し連携して問題解決に当たる必要があります。

また、性犯罪・性暴力の被害者をワンストップで総合的に支援する「いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）」を平成29年10月に開設し、性暴力被害者への支援体制を強化しています。

《施策の方向》

①DV対策支援等連絡協議会の連携強化

問題の協議や事例検討を行うなど連携の一層の強化を図ります。

②市町・関係機関との連携

配偶者暴力防止法の趣旨を踏まえ、会議等様々な機会をとらえて、市町との連携の強化を図るとともに、市町の基本計画の改定時には、地域の実情に応じた充実した計画内容となるよう必要な助言、支援等を行います。

また、性暴力を受けたDV被害者に対しては、パープルサポートいしかわと連携し、被害者の心情に寄り添いながら、相談や医療的な支援、カウンセリングなどの必要な支援を行います。

③DV対応と児童虐待対応との連携強化

DVと児童虐待が重複して発生している可能性があることを踏まえ、要保護児童対策地域協議会の活用などにより、児童相談所と女性相談支援センターにおける連携の一層の強化を図ります。

④他の都道府県との連携

配偶者からの暴力の問題を解決するためには、被害者が他県への移動を希望する場合の連絡調整など都道府県の広域連携も重要です。

加害者からの追跡を避け、被害者の安全の確保を図るため、他の都道府県で保護を行う場合は、他の都道府県と連携を図り対応します。

【課題14】民間団体との協働等

《現状と課題》

民間の支援団体の中には被害者保護のための豊富なノウハウを有している団体もあり、弁護士会や医師会等の理解と協力は被害者の保護、自立支援を図るうえで重要です。

被害者の多様な状況に対応するためには、民間団体との協働や活動の支援をしていく必要があります。

《施策の方向》

民間団体等との協働や活動の支援

被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体等との連携を図りながら、事業を共催するなどの協働に努めます。

また、民間の団体等に対して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資する情報の提供や研修への参加の働きかけ、DV対策支援等連絡協議会において意見交換の場を設けるなどの支援を行います。

【課題15】苦情処理体制の整備

《現状と課題》

本県では男女共同参画推進条例に基づき平成14年4月に男女共同参画苦情処理機関を設置しました。男女共同参画苦情処理機関では、行政から独立した機関として苦情処理委員が、男女共同参画の推進に関連する施策や男女間の暴力的行為などの私人間の人権侵害事案に対する県民からの苦情等の申出を公平、中立な立場に立って処理します。

また、被害者の保護施設では平成17年度から苦情申し出窓口を設け入所者からの苦情解決に努めています。

制度の周知が不十分であることも考えられ、周知の徹底を図るとともに苦情に対しては適切に処理する必要があります。

《施策の方向》

苦情処理体制の周知

被害者の保護・支援にかかる職員の職務執行に関して、被害者から苦情の申出を受けた場合、関係機関において苦情処理が適切に行われるよう男女共同参画苦情処理機関を整備しており、機関の存在について、より一層の周知を図ります。

※男女共同参画苦情処理機関の概要

・取扱う事案

- ①県が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事案
- ②性別による差別的取扱い、セクシュアルハラスメント、男女間の暴力的行為など私人間の人権侵害事案で、直接具体的な被害や不利益などをこうむり、相手方に対し改善策を求めるもの。(県内で発生した事案のみ)

・申し出ることができる人

- ①県内に住所を有する人
- ②県内に在勤、在学している人

・処理方法

苦情処理委員が申出内容について必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは県の施策については、助言、指導、勧告を、私人間の案件については、助言、是正の要望等を行います。

なお、女性への暴力やセクシュアルハラスメントなどの私人間の事案については、必要に応じて、女性相談支援センター等の関係機関に引き継ぐことがあります。

基本目標Ⅴ 暴力を許さない社会の実現

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性です。これは個人的な問題ではなく、家庭や職場など社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差などわが国の男女が置かれている状況や、過去からの女性に対する差別意識に根ざした構造的な問題であると認識することが必要とされています。また、家庭内において行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。

この犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である暴力を根絶するためには、家庭や学校教育などの場で、幼少時から命の大切さや他人を思いやる心を養う教育を行う必要があります。

また、加害者が暴力に頼らず対等な人間関係をつくることができるようにしていく必要もあります。

【課題16】暴力を許さない教育・啓発

《現状と課題》

本県では、自他の人権を大切に、暴力を否定する意識の醸成を図るため、学校教育、社会教育、家庭教育等あらゆる場を通じて人権教育を実施しているところです。

配偶者からの暴力に対する施策の推進としては、啓発用リーフレットを県内に広く配布しています。

また、平成25年度からは、国が定めた「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）を含む11月を「いしかわパープルリボンキャンペーン」の期間とし、県、市町、各種団体が協力し、一斉に啓発活動を実施しています。

このほか、平成25年度には、高校生に身近な教職員にもDVについての専門知識を深めってもらうため、「若年層向け『DV予防啓発指導者用手引き』」を作成し、翌年からは教員を対象とした研修を行っています。

加えて、高校生や大学生等を対象とした若年層向けDV予防啓発セミナーを平成29年度より実施しています。

しかしながら、配偶者からの暴力の背景には、未だに解消されていない女性差別意識等があり、その解消に向けた取組が必要です。

《施策の方向》

①県民への啓発・広報

「いしかわパープルリボンキャンペーン」等様々な機会をとらえて、効果的な手段により啓発・広報を行います。その際には、加害を予防する観点にも配慮します。

②学校における取組

配偶者からの暴力の防止には、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが有用であることから、若年層を対象とした啓発を引き続き推進します。

③地域社会における啓発

男女共同参画推進員の活動を通して、地域社会における草の根活動を広げます。

また、市町に対して、「いしかわパープルリボンキャンペーン」等の機会をとらえ、住民への啓発や広報を行うよう働きかけます。

【課題 17】暴力抑止のための取組

《現状と課題》

被害者を保護し自立のための支援を行っても、加害者が暴力から脱却できなければ、再び暴力が行われる危険性や新たな被害者を生み出してしまう可能性があります。

加害者が、暴力をふるうことは人権侵害であるということを理解し、暴力に頼らない人間関係を築くことができるようになるための取組が必要です。

本県ではこころの健康センターにおいて、加害者が自らの暴力の責任を負うとともに、暴力を抑止できるようになるための相談のほか、医師、専門カウンセラー等の専門機関等への紹介を行っています。

しかし、加害者更生や加害者の暴力抑止を図る各種教育プログラムは、その効果も含めて十分確立されていないため、加害者更生のための国の動向、他の都道府県及び関係機関の支援状況等について情報収集を行い、取組を推進していく必要があります。

《施策の方向》

①加害者に対する暴力抑止相談の体制の充実

加害者に対する暴力抑止相談を通して、加害者が暴力を必要としない人間関係を構築できるよう、また、離婚や親権喪失などによる精神的な問題を受け入れることができるように働きかけていきます。

②加害者に対する暴力抑止相談員の資質の向上

加害者の特徴を熟知した上で、加害者が更生するための相談に適切に対応できるようにするため、相談員の資質向上を図ります。

③暴力抑止に関する情報収集

国で行われている加害者更生のための指導及び支援に関する検討動向や、他の都道府県及び関係機関の暴力の抑止に関する取組の情報収集を行います。

石川県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護体制の概要

